

食品表示等問題と 景品表示法の改正

平成26年7月

消費者庁 表示対策課

目次

| | |
|--|----|
| 問題の所在とそれへの対応 | 3 |
| 食品表示等問題への対応① | 5 |
| —「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方(ガイドライン)について」— | |
| 食品表示等問題への対応② | 8 |
| —景品表示法の改正— | |
| I 事業者が講ずべき表示等の管理上の措置 | 13 |
| II 行政の監視指導体制の強化 | 17 |
| —権限の委任等— | |
| III 課徴金制度に係る検討 | 23 |
| その他関連情報 | 27 |

問題の所在とそれへの対応

「食品表示等適正化対策」の概要

問題の所在

【事業者のコンプライアンス意識の欠如】

- ・事業者による表示の重要性の意識、コンプライアンス(法令・社会規範の遵守)意識が欠如。
- ・事業者内部の表示に関する管理責任体制が不明確である。

【景品表示法の趣旨・内容の不徹底】

- ・過去に同様の不正事案が発生しているにもかかわらず、景品表示法の趣旨・内容が十分に周知徹底されていない。
- ・景品表示法の禁止対象に関する具体的なルールが不明確。

【行政の監視指導体制の問題】

- ・多数の事業者を対象とした監視指導体制を消費者庁のみで行うには体制面で限界あり。
- ・悪質な事案に対する措置が不十分ではないか。

○国内外の消費者の「日本の食」に対する信頼を失墜させるおそれ

基本課題

事業者のコンプライアンス意識の確立と景品表示法の周知徹底等

国・地方の消費者行政の体制強化等

対策パッケージ

1. 個別事案に対する厳正な措置

◎景品表示法による立入検査、指示、措置命令（行政処分）

- ・措置命令に従わない場合や虚偽報告・検査拒否は、刑事罰（法人は3億円以下の罰金）
- 不正競争防止法（虚偽の表示）に違反した者は、刑事罰（法人は3億円以下の罰金）

2. 関係業界における表示適正化とルール遵守の徹底

◎食品表示等のルールの明確化と遵守の徹底—消費者庁と関連省庁が連携した指導—

- 関係業界に対する指導（表示の状況把握と適正化に向けた取組の要請、必要な指導）
- 景品表示法の不当表示に関する分かりやすいガイドラインの作成とその周知・遵守徹底
- 消費者庁及び消費生活センター等の表示に関する相談体制の強化

3. 景品表示法の改正等—緊急に対応すべき事項は次期通常国会に法案を提出

(1) 事業者の表示管理体制の強化

◎食品表示等に関するコンプライアンス強化のため、事業者の表示管理体制を明確化

(2) 行政の監視指導体制の強化

①消費者庁を中心とする国における体制強化

1) 消費者庁・消費生活センターの監視指導体制の強化

- ・消費者庁・消費生活センターの監視指導体制の強化、「食品表示モニター(仮称)」の導入
- 2) 消費者庁を中心に関係省庁が連携し、国の表示監視指導を強化するための体制を確立
- ・消費者庁の措置命令の実効性を強化するための所要の措置を導入

②都道府県知事の権限強化（措置命令の導入）

- ・都道府県知事が、措置命令（行政処分）を行えるようにし、地域の監視指導体制を強化

(3) 違反事案に対する課徴金等の新たな措置の検討

◎景品表示法の不当表示事案に対する課徴金等の新たな措置について、総合的な観点から検討を行う（消費者委員会(消費者庁からの諮問)）。

「日本の食」に対する国内外の消費者の信頼を回復

食品表示等問題への対応①

—「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方(ガイドライン)について」—

メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方(ガイドライン)について

ガイドラインの目的

- 本ガイドラインは、事業者の予見可能性を高めるとともに、事業者における表示の適正化の取組を促進するため、メニュー・料理等の食品表示に関する景品表示法上の考え方を、Q&A形式で分かりやすく示すものです。

景品表示法の基本的な考え方

- 景品表示法が禁止する優良誤認表示に当たるかどうかについては、
①実際のものでその表示から受ける一般消費者の印象・認識との間に差が生じて、②その表示が商品・役務の内容について著しく優良であると示す表示といえるか否かとの点から個別具体的に判断されます。

上記のうち①については、

- 社会常識
- 用語等の一般的意味
- 社会的に定着していると認められる他法令等における定義・基準・規格

などを考慮して判断されます。

上記のうち②については、表示内容全体から一般消費者(※)が受ける印象・認識を基準として

- 商品・役務の性質
- 一般消費者の知識水準
- 取引の実態
- 表示の方法
- 表示の対象となる内容

などを考慮して、実際のもので一般消費者が正しく認識していたら、その商品・役務に誘引されることは通常ないと認められる程の誇大表示といえるかによって判断されます。

※ 商品・役務を提供する事業者や店舗の形態、価格の高低等から、その商品・役務の需要者と考えられる消費者

メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方(ガイドライン)について

本ガイドラインの構成

- 第1 はじめに
- 第2 景品表示法
- 第3 不当な表示の禁止に関する基本的な考え方
- 第4 メニュー表示に関するQ&A
 - 1 景品表示法の基本的な考え方に関するQ&A (Q-1)
 - 2 肉類に関するQ&A (Q-2からQ-7まで)
 - 3 魚介類に関するQ&A (Q-8からQ-22まで)
 - 4 農産物に関するQ&A (Q-23からQ-27まで)
 - 5 小麦製品、乳製品、飲料に関するQ&A (Q-28からQ-35まで)

【問合せ先】

消費者庁表示対策課指導係

電話03-3507-8800(代表)

- 本考え方に関する問合せ

内線2363又は2367

- 事業者等がこれから行おうとする具体的な表示に関する事前相談

内線2364

- 景品表示法違反に関する情報提供

「景品表示法違反被疑情報提供フォーム」

(http://www.caa.go.jp/representation/disobey_form.html)

メニュー表示に関するQ&Aの一例(抜粋)

Q-11

飲食店で提供する料理の材料としてバナメイエビを使用していますが、シバエビを使用している旨をメニュー等に表示しても景品表示法上問題ありませんか。

A 問題となります。

<説明>

バナメイエビとシバエビとは異なる魚介類であり、バナメイエビとシバエビが同じものであるとは一般消費者に認識されていないと考えられますので、シバエビではないバナメイエビを料理の材料として使用しているにもかかわらず、シバエビを使用している旨をメニュー等に表示することは、実際のもものと異なるものを表示していることとなります。したがって、このような表示は、景品表示法上問題となります。

<参考違反事例>

消費者庁は、平成25年12月19日、「芝海老とイカの炒め物」と記載することにより、あたかも、記載された料理にシバエビを使用しているかのように示す表示について、実際には、シバエビよりも安価で取引されているバナメイエビを使用していたものであったとして、ホテル業等を営む事業者に対して景品表示法の規定に基づく措置命令を行っています。

(http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131219premiums_1.pdf)

さらに詳しい情報をお知りになりたい方は、消費者庁ウェブサイトの「**食品表示等問題対策専用ページ**」をご覧ください。

URLはこちら → <http://www.caa.go.jp/representation/syokuhyou/index.html>

食品表示等問題への対応②

—景品表示法の改正—

消費者
安全・安心
をめぐる
問題

食品表示等の不正事案の多発
・ホテルや百貨店、レストラン等において、メニュー表示と異なった食材を使用して料理を提供していた事案
・「日本の食」に対する国内外の信頼が揺らぎかねない事態

高齢者等の消費者被害の深刻化
・高齢者からの消費生活相談は、高齢者人口の伸び以上に増加（年間約20万件（平成24年度））
・二次被害に遭う高齢者も増加（年間約9千件（平成24年度））
消費者被害の背景には社会的孤立、認知力の低下、生活困窮

基本的な
考え

【消費者庁及び消費者委員会設置法附則第4項】政府は、消費者庁関連法三法施行後3年以内に、地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずる。

○地方をはじめとする消費者行政の体制整備
➢ 不当表示に対する監視指導体制の強化
➢ 消費者安全の確保及び持続可能な地域の見守りネットワークづくり
➢ どこに住んでいても質の高い相談が受けられる体制の整備
➢ 消費者行政職員・消費生活相談員の確保と資質向上

○事業者のコンプライアンスの確立（適確な表示）
➢ 事業者の表示管理体制を明確化

○消費者教育の推進
➢ 誰もが消費者教育を受けられる機会の確保、消費者からの情報の活用

【好循環実現のための経済対策（平成25年12月5日閣議決定）】食品表示の適正化に向けた取組や地域における身近な相談窓口を充実するなど消費者の安全・安心を確保するための取組を推進する。
【第2回食品表示等関係府省庁等会議（平成25年12月9日）】景品表示法の改正などの適正化対策を内容とする『食品表示等の適正化について』を決定。
【安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日）】ホテルなどで表示と異なる食材が使用されていた偽装問題については、不正表示への監視指導体制を強化します。悪質商法による高齢者被害の防止にも取り組み、消費者の安全・安心を確保してまいります。

不当景品類及び不当表示防止法の改正

消費者安全法の改正

1. 行政の監視指導体制の強化

（情報提供等の協力）

景品表示法は消費者庁が中心となって法執行を行っているが、多数の事業者を対象とした監視指導を行うには体制面で限界

(1) 消費者庁を中心とする国における体制強化

・消費者庁を中心として関係省庁が連携し、表示に関する監視指導を強化するための体制を確立

(2) 都道府県知事の権限強化

・都道府県知事に対して、景品表示法に基づく措置命令権限を付与

2. 事業者の表示管理体制の強化

事業者による表示の重要性の意識、コンプライアンス（法令・社会規範の遵守）意識が欠如

・食品表示等に関するコンプライアンス強化のため、事業者における表示に関する管理体制の明確化

3. 課徴金制度の導入に係る検討規定

1. 地域の見守りネットワークの構築

・地方公共団体による「消費者安全確保地域協議会」の設置
・地域で活動する「消費生活協力員」「消費生活協力団体」を育成・確保

2. 消費生活相談等により得られた情報の活用に向けた基盤整備

・協議会の構成機関・構成員が消費生活相談等により得られた情報を「地域協議会」の活動等のために共有するとともに、秘密保持義務規定や情報管理等のルールを整備

3. 消費生活相談体制の強化

・都道府県の事務として、市町村に対する助言・協力、広域連携の調整
・民間委託受託者に対し、秘密保持義務、最低限求められる要件を課す

4. 消費者行政職員及び消費生活相談員の確保と資質向上

・消費者行政職員及び消費生活相談員に対する研修の実施等
・「消費生活相談員」の職を法律に位置付け
・資格試験制度を法定化し、消費生活相談員を、資格試験の合格者及びこれと同等以上の知識・技術を有する者から任用（所要の経過措置）。
・要件を満たし、内閣総理大臣の登録を受けた法人が試験を実施
・都道府県は、消費生活相談員の中から「指定消費生活相談員」を指定

不当景品類及び不当表示防止法

I 事業者のコンプライアンス体制の確立

○事業者が講ずべき表示等の管理上の措置(第7条関係)

- ・表示等の適正な管理のため**必要な体制の整備**その他の必要な措置等を講じなければならない
- ・事業者が講ずべき措置に関して必要な**指針**を定めるものとする
(事前に事業所管大臣と協議し、消費者委員会の意見を聴取)
⇒ 予見可能性を確保し、事業者内部による管理体制整備を推進
⇒ 事業者の創意工夫は確保し、管理体制の内容や水準は、事業者の**規模・業種に配慮**

○指導及び助言(第8条関係)・勧告及び公表(第8条の2関係)

- ・内閣総理大臣が**指導・助言、勧告**(勧告に従わないときは公表)
⇒ 事業者が必要な措置を講じていない場合の措置

II 情報提供・連携の確保

○適格消費者団体※1への情報提供等(第10条関係)

- ・消費生活協力団体・消費生活協力員※2から**不当表示等の情報**を提供
⇒ 民間による問題事案への対処を支援

○関係者(国、地方公共団体、国民生活センター等)相互の密接な連携の確保(第15条関係)

III 監視指導態勢の強化

○権限の委任等一国の執行体制の強化(第12条関係)

- ・消費者庁長官の権限の一部を**事業所管大臣**等に委任
⇒ **[調査権限]**
当該事業の実情を踏まえたより迅速かつ的確な法執行を推進

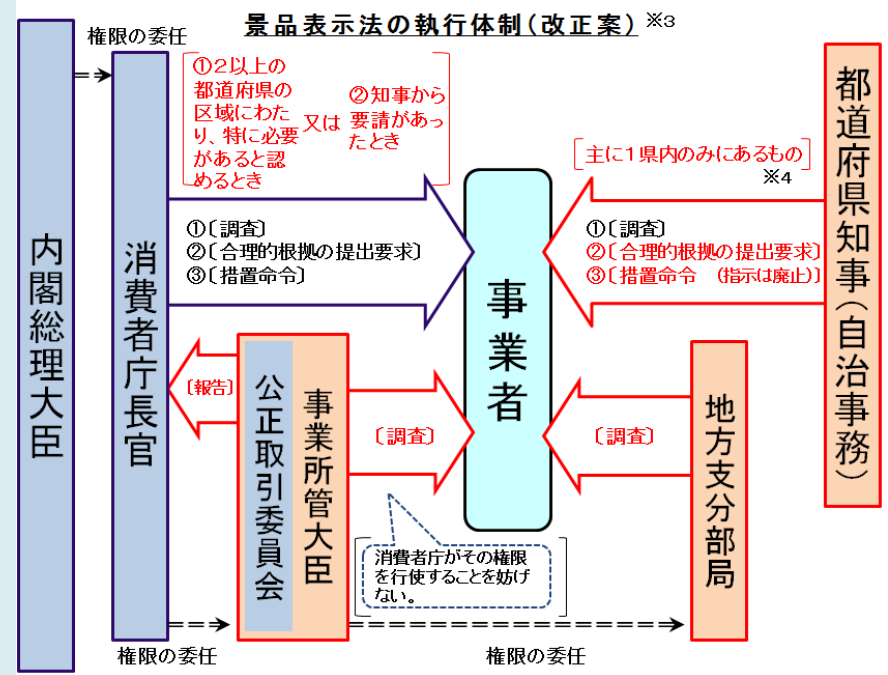
○権限の委任等一都道府県の執行体制の強化(第12条関係)

- ・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に付与
⇒ **[措置命令権限]**
[合理的根拠提出要求権限]
⇒ 国と地方との密接な連携を確保し、問題事案に的確に対処

※1 適格消費者団体には、景表法の違反行為の差止請求権が認められている。

※2 今回改正(消費者安全法の改正)により新設

景品表示法の執行体制(改正案)※3



IV 課徴金制度の検討等

○課徴金制度導入に関する政府の措置(改正法第4条関係)

- ・課徴金に係る制度の整備について検討
(改正法施行後1年以内に検討し、必要な措置を講じる)

○施行期日は公布日から6月以内を予定

※3 []部分は政令で定める事項の例

※4 県域を超える場合には消費者庁が調整を行う。

改正景品表示法の施行日

- 平成26年12月1日に施行
- ただし、課徴金制度の整備に係る検討条項(第4条)については改正景品表示法の施行日政令の公布の日(平成26年7月2日)から施行

参考

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令(抄)
(平成26年政令第242号)

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行期日は、平成26年12月1日とする。ただし、同法第4条の規定の施行期日はこの政令の公布の日とする。

改正景品表示法の2つのポイント

- ① 事業者が講ずべき表示等の管理上の措置
→ 指針の策定・公表

- ② 行政の監視指導体制の強化—権限の委任等—
→ 権限委任等を定める政令の制定

I 事業者が講ずべき表示等の管理上の措置

指針の策定・公表

- 事業者は、景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。（改正景品表示法第7条第1項）
- 内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定める（同条第2項）。

→ 指針の策定・公表

指針策定に向けた作業

- 原案の作成
- 事業所管大臣等への協議
- 消費者委員会からの意見聴取
- パブリックコメントの実施
- 成案の公表

改正景品表示法（抄）

（事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置）

第7条 事業者は、（中略）景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

Ⅱ 行政の監視指導体制の強化 —権限の委任等—

権限委任等を定める政令の制定

- 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要がある等の事情があるため、措置命令又は勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、調査権限を事業所管大臣等に委任することができる。（改正景品表示法第12条第3項）
 - 事業所管大臣等への権限委任
- 消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、都道府県知事が行うこととすることができる。（同条第11項）。
 - 都道府県知事への権限付与

関係行政機関相互の連携

- 内閣総理大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長等の関係者は、不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止して一般消費者の利益を保護するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。（改正景品表示法第15条）

→ **関係者相互の連携**

政令制定に向けた作業

- 原案の作成
- 事業所管大臣等への協議
- 法制審査
- パブリックコメントの実施
- 成案の公表

改正景品表示法（抄）

（権限の委任等）

第12条（略）

2（略）

3 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、第六条の規定による命令又は第八条の二第一項の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第九条第一項の規定による権限に限る。）を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

4～10（略）

11 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

改正景品表示法（抄）

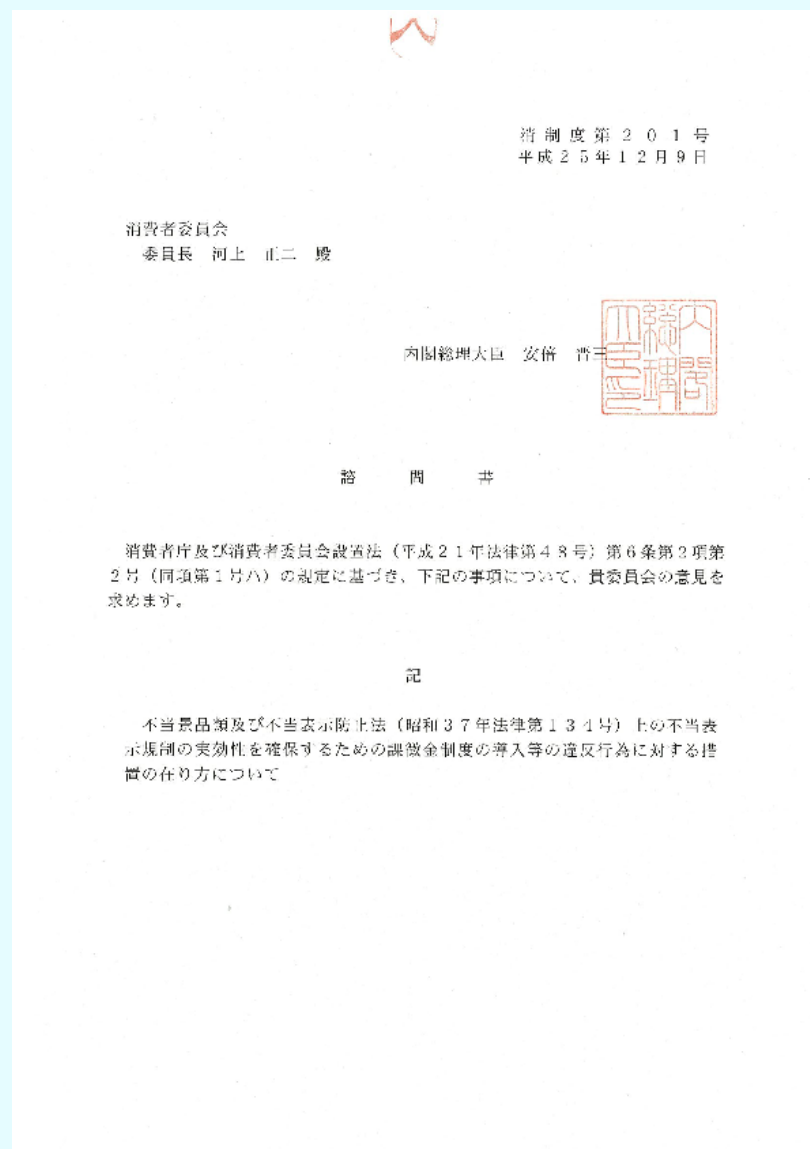
（関係者相互の連携）

第15条 内閣総理大臣、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関）、関係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の関係者は、不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止して一般消費者の利益を保護するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

Ⅲ 課徴金制度に係る検討

消費者委員会への諮問

- 消費者庁は、平成25年12月9日に、消費者委員会に対して、消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第2号(同項第1号ハ)の規定に基づき、景品表示法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について諮問を行った。



不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）【概要】

平成26年6月 消費者委員会

| 論点等 | | 答申 | |
|-----|----------|--|--|
| ① | 制度導入の必要性 | ○違反行為者に経済的不利益を賦課し、違反行為に対するインセンティブを削ぐ課徴金制度を導入する必要性は高い | |
| ② | 制度の趣旨・目的 | ○消費者の利益擁護のため、 <u>不当表示を事前に抑止</u> することにある | |
| ③ | 対象事案 | (1) 対象行為 | ○優良誤認表示・有利誤認表示は、 <u>対象</u> とすべき ○指定告示に係る表示は、現状において <u>対象とする必要はない</u> ○不実証広告規制に係る表示は、合理的根拠資料の提出がなければ課徴金を賦課することとした上で、被処分者がその後の訴訟において合理的根拠資料を提出して <u>不当表示でないことを立証することにより、賦課処分について争うことができる</u> とする手続規定を設けるべき |
| | | (2) 主観的要素 | ○不当表示がなされた場合には、 <u>原則として課徴金を賦課</u> することとし、違反行為者から、 <u>不当表示を意図的に行ったものでなく、かつ、一定の注意義務を尽くしたことについて合理的な反証がなされた場合を、例外的に対象外とする</u> |
| | | (3) 規模基準 | ○一定の <u>裾切りは必要</u> である |
| | | (4) 除斥期間 | ○一定の <u>合理的期間を設けるべき</u> |
| ④ | 賦課金額の算定 | (1) 基本的な考え方 | ○事業者の得た不当な利得相当額を基準とし、一定の算定式により <u>一律に算定すべき</u> |
| | | (2) 加算措置、減算・減免措置 | ○ <u>加算措置については、今後の制度設計において、その必要性を検証しつつ、検討が行われるべき</u> ○ <u>減算・減免措置についても、検討する価値を有する</u> |
| | | (3) 対象期間 | ○一定の <u>合理的期間に限定</u> すべき |
| ⑤ | 裁量性の採否 | ○ <u>裁量を認めるような制度設計とすべきではない</u> | |
| ⑥ | 課徴金の賦課手続 | ○ <u>措置命令に係る手続と同様の手続保障を検討</u> すべき ○ <u>徴収手続については、既存の課徴金制度に倣って定められるべき</u> | |
| ⑦ | 被害回復の在り方 | ○消費者の被害回復を促進する仕組みを導入すべき ○違反行為者がとった消費者への返金等の <u>自主的対応を勧奨して、課徴金額から一定額を控除する制度を採用すべき</u> ○「 <u>自主的対応</u> 」は、対象商品・役務の購入等をした消費者への <u>返金を原則とすべき</u> ○ <u>返金を補完するものとして寄附の仕組みを認めるべきであるが、寄附先や寄附金の用途については、控除制度が被害回復促進のための仕組みであること等を踏まえ、限定的に定められるべき</u> | |

改正景品表示法（抄）

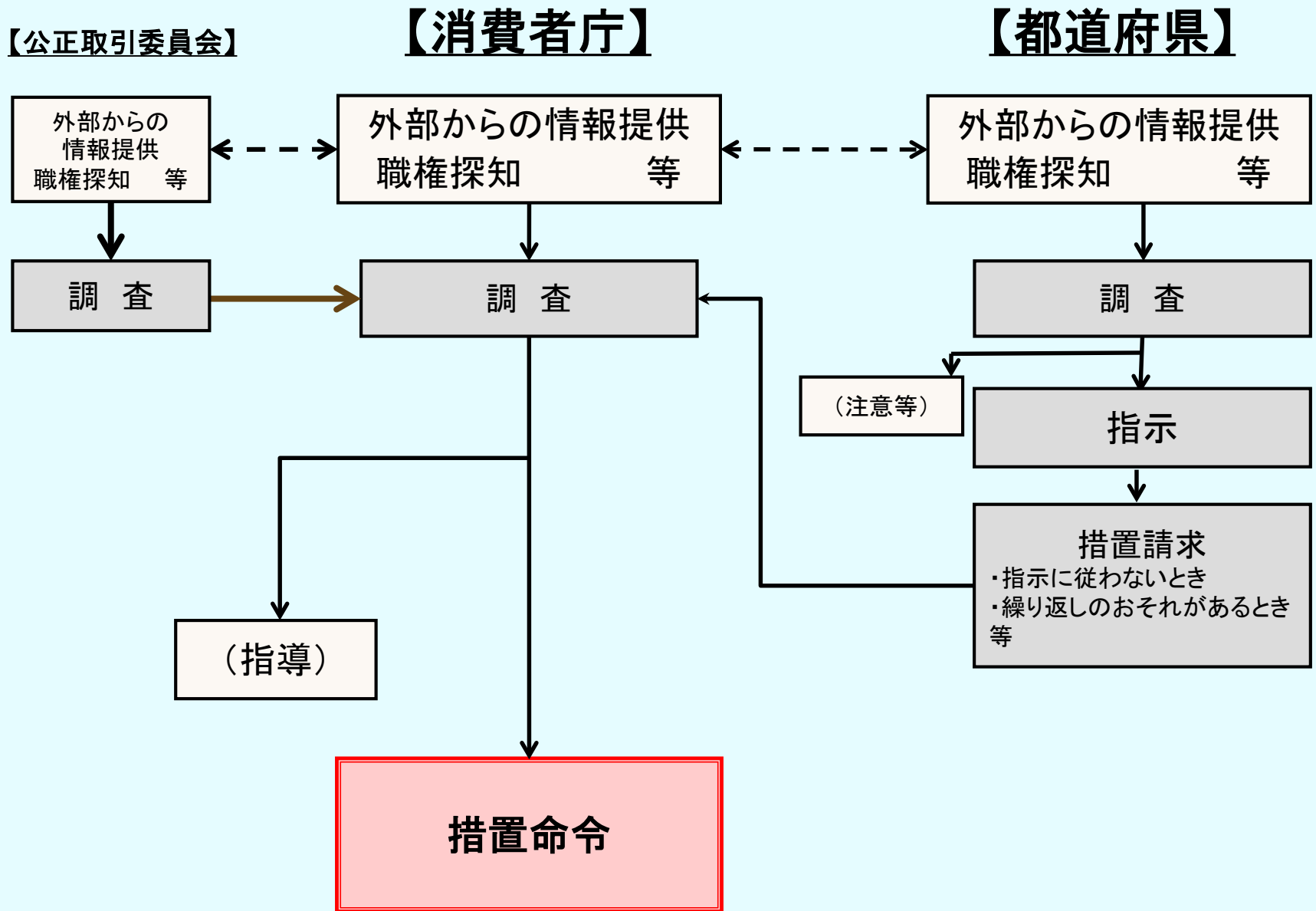
（政府の措置）

第4条 第一条の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

その他関連情報

- ①事件処理手続の流れ(現行、改正後)
- ②直近の景品表示法の運用状況
- ③参考情報(ウェブサイト、窓口等)

景品表示法違反の事件処理手続【現行】



【事業所管省庁】

【公正取引委員会】

外部からの情報提供
職権探知 等

連携

【消費者庁】

外部からの情報提供
職権探知 等

連携

【都道府県】

外部からの情報提供
職権探知 等

調査

調査

調査

(指導)

措置命令

(指導)

措置命令

景品表示法の運用状況(調査件数等の推移) (直近4年間、単位:件)

| 年 度 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|--------|------------|------------|------------|------------------|
| 前年度からの繰越 | | 90 | 259 | 170 | 180 |
| 新規件数 | 職権探知 | 491 | 178 | 131 | 128 |
| | 情報提供※1 | 355(3,718) | 392(3,667) | 425(5,082) | 560(5,858) ※2 |
| | 小計 | 846 | 570 | 556 | 688 |
| 調査件数 | | 936 | 829 | 726 | 868 |
| 処理件数 | 措置命令 | 20 | 28 | 37 | 45 |
| | 警告 | 2 | 0 | 265※3 | 373※3 |
| | 注意 | 412 | 405 | | |
| | 都道府県移送 | 2 | 1 | 12 | 15 |
| | 協議会処理 | 31 | 53 | 45 | 33 |
| | 打切り等 | 210 | 172 | 187 | 200 |
| | 小計 | 677 | 659 | 546 | 666 |
| 次年度への繰越し | | 259 | 170 | 180 | 202 |

※1 外部から提供された情報のうち、景品表示法違反被疑事案として処理することが適当と思われた情報の件数。括弧内の数字は外部から提供された情報の総数。

※2 うち食品表示に関する内容(外食等、役務に分類されるものは含まない。)が含まれる情報件数は839件。

※3 平成24年度以降においては、「警告」、「注意」の区分を廃止し、行政手続法上の「行政指導」にあたる「指導」の件数としている。

参考情報

◇消費者庁の表示対策のページ

措置命令の各個別事案ごとの処分公表資料や指導事案の概要などを掲載〈次頁参照〉

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

◇消費者庁の食品表示等問題対策専用ページ

今般の食品表示等問題に関連した資料等を掲載

<http://www.caa.go.jp/representation/syokuhyou/index.html>

◇参考文献

「片桐一幸編著『景品表示法〔第3版〕』
(商事法務、2014年)」

ホーム > 表示対策

表示対策

消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守ります

- NEW 1
- 食品表示等問題関係府庁等会議
 - 食品表示法
 - トピックス
 - 情報提供、相談
 - 家庭用品品質表示法
 - 住宅品質確保法
 - 消費税転嫁対策特別措置法

表示対策では、以下の法律を所挙しております。

- ・ 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)
- ・ 家庭用品品質表示法
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律
- ・ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

食品表示等問題関係府庁等会議

[会議の詳細(権威等)はこちら] [PDF:108KB]

| | | |
|------------------|-----------|------------------|
| 第一回(平成25年11月11日) | 議事次第、会議資料 | 議事要旨 [PDF:68KB] |
| 第二回(平成25年12月9日) | 議事次第、会議資料 | 議事要旨 [PDF:114KB] |

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

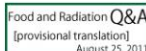
法律・府令等

- ・ 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号) [PDF:114KB]
- ※消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の附則のうち景品表示法改正に伴う経過

おすすめコンテンツ



平成25年9月2日付改訂版



メインメニュー

- !! 震災関連
- 消費者安全
- 食品表示
- 表示対策
- 取引対策
- 消費者調査
- 消費者教育・地方協力
- 消費者制度
- 消費者政策

景品表示法関係公表資料

<景品表示法関連報道発表資料>

■ 2014年(平成26年)

- 平成26年 7月 4日 ① 医療法人社団バイオファーマーに対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:1MB]
- 平成26年 6月27日 ② 新光通販株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:1MB]
- 平成26年 6月26日 ③ ストールの組成に係る表示の適正化について [PDF:433KB]
- 平成26年 6月13日 ④ ステラ漢方株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:4MB] NEW
- 平成26年 5月20日 ⑤ 株式会社進学会に対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:5MB]
- 平成26年 5月 1日 ⑥ 株式会社エム・エイチ・シーに対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:2MB]
- 平成26年 3月27日 ⑦ 二酸化塩素を利用した空間除菌を標ぼうするグッズ販売業者17社に対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:6MB] 別添1~6 [PDF:5MB] 別添7~12 [PDF:5MB] 別添13~17 [PDF:5MB]
- 平成26年 3月20日 ⑧ 株式会社くらまや・Le.OIに対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:517KB]
- 平成26年 1月28日 ⑨ 株式会社シニアに対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:4MB]
- 平成26年 1月21日 ⑩ 株式会社きむらに対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:2MB]

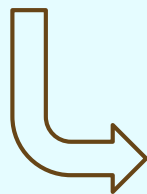
■ 2013年(平成25年)

- 平成25年12月26日 ① アップリカ・チルドレンプロダクツ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:2.7MB]
- 平成25年12月19日 ② 近畿日本鉄道株式会社、株式会社阪急神户ホテルズ及び株式会社阪神ホテルシステムズに対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:1MB]
- 平成25年12月10日 ③ 株式会社大雄振興社に対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:1MB]
- 平成25年12月 5日 ④ 株式会社コマースゲートに対する景品表示法に基づく措置命令について [PDF:6MB]



<その他の景品表示法関連の公表資料>

- 平成26年 7月 9日 ① 平成25年度における景品表示法の運用状況及び表示等の適正化への取組 [PDF:737KB] NEW
- 平成26年 6月30日 ② 景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要の公表(平成26年5月31日現在) [PDF:573KB]
- 平成26年 6月20日 ③ 平成25年度における東北地区の景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要の公表(平成26年5月31日現在)(別ウインドウで開く)
- 平成26年 6月19日 ④ 平成25年度における沖縄地区の景品表示法の運用状況等の公表について [PDF:264KB]
- 平成26年 6月12日 ⑤ 平成25年度における北海道地区の景品表示法の運用状況等の公表について [PDF:304KB]
- 平成26年 6月12日 ⑥ 平成25年度における中部地区の景品表示法の運用状況等の公表について [PDF:267KB]
- 平成26年 6月12日 ⑦ 平成25年度における九州地区の景品表示法の運用状況等の公表について [PDF:267KB]
- 平成26年 6月11日 ⑧ 平成25年度における近畿地区の景品表示法の運用状況等の公表について [PDF:306KB]
- 平成26年 6月11日 ⑨ 平成25年度における中国地区の景品表示法の運用状況等の公表について [PDF:249KB]
- 平成26年 6月 9日 ⑩ 平成25年度における四国地区の景品表示法の運用状況等の公表について [PDF:262KB]
- 平成26年 4月30日 ⑪ 楽天株式会社への要請について [PDF:253KB]
- 平成26年 3月28日 ⑫ 「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」の成案公表について [PDF:154KB]
- ⑬ 別紙1(意見募集の結果について) [PDF:96KB]
- ⑭ 別添1(新旧対照表) [PDF:431KB]
- ⑮ 別添2(意見募集における意見の概要及び御意見に対する考え方) [PDF:277KB]
- ⑯ 別紙2(「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」) [PDF:389KB]
- ⑰ 概要 [PDF:175KB]
- ⑱ リーフレット [PDF:436KB]



◇このページの下の方に、措置命令公表資料(右上)や、その他公表資料(景品表示法の運用状況及び表示等の適正化への取組など)(右下)などを掲載

景品表示法の担当窓口

◇これから行う表示等についての事業者からの相談

●消費者庁表示対策課 指導係

◇景品表示法違反に対する情報提供

●消費者庁表示対策課 情報管理担当

●公正取引委員会事務総局 地方事務所等

■北海道事務所取引課

■東北事務所取引課

■中部事務所取引課

■近畿中国四国事務所取引課

■中国支所取引課

■四国支所取引課

■九州事務所取引課

■内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室

都道府県の景品表示法主管課でも事業者からの相談や景品表示法違反に関する情報提供を受け付けている。